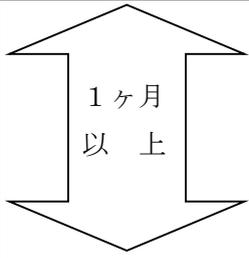
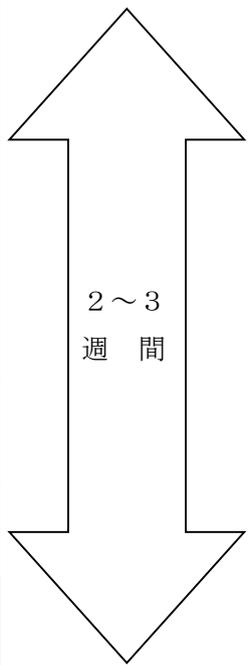


特定創業支援等事業を受けたことの証明書交付の流れ（例）

 1ヶ月以上	創業支援等事業者 A の窓口で融資の相談（1回）【財務】 創業支援等事業者 B の窓口で事業計画に関する相談（1回）【経営】 創業支援等事業者 C が主催する創業講座を受講（5回）【人材育成・販路開拓】
 2～3週間	磐田市経済観光課に申請書と同意書を各1部提出する。 申請書と同意書の様式は、磐田市のホームページからダウンロードできます。 https://www.city.iwata.shizuoka.jp ページ番号 1002258 検索 <input type="text" value="磐田市創業支援等事業計画"/> 場所：磐田市役所西庁舎1階 住所：〒438-8650 磐田市国府台3-1 電話：0538-37-4819
	磐田市から各創業支援等事業者に内容の確認を依頼
	磐田市が各創業支援等事業者の確認内容をもとに証明
	証明書発行

※特定創業支援等事業を受けたことの証明書の交付を受けるには、①1ヶ月以上にわたって4回以上の特定創業支援を受けること。②それらの支援を受けたことにより「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を身につけたと認められること。が条件となります。

区分	内容
経営	経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画策定等に関すること
財務	財務、会計、経理、税務、資金繰り、資金調達等に関すること
人材育成	従業員の雇用、人材確保、人事・労務管理、人材育成に関すること
販路開拓	商品開発、マーケティング、店舗演出、販売促進、販路開拓等に関すること

※申請から証明書の発行まで2～3週間かかりますので、余裕をもって申請してください。

※証明書の発行には個人の特定が必要ですので、特定創業支援等事業を受ける際には、氏名、住所、連絡先、受けた支援の内容などの個人情報をお尋ねしています。

<問合せ先>

磐田市経済産業部経済観光課雇用促進グループ

TEL：0538-37-4819

FAX：0538-37-5013

Mail：shoko@sity.iwata.lg.jp